

令和4年6月17日

庶務課

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 について

1 趣旨

幼稚園教育職員が幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務に従事した場合で、当該業務が心身に著しい負担を与える程度のものであるときに支給する特殊勤務手当について、小中学校等教職員との均衡を図るため、上限額の改定を行う。

2 改正内容

教員特殊業務手当の額を、従事した日1日につき「6,400円を超えない範囲内」から「16,000円を超えない範囲内」に改める。

(第17条3項)

3 新旧対照表

3ページのとおり

4 施行期日等

公布の日から施行する。ただし、令和4年4月1日以降の勤務について当該手当が発生する勤務があった場合、改正後の条例を適用する。

また、令和4年4月1日以降に当該手当が発生する勤務があり、すでに支給を受けている場合は改正後の条例の内払とし、差額を支給する。

5 その他

教員特殊業務手当の具体的な業務支給額については、江東区立幼稚園教育職員の特務手当に関する規則により定められており、今般の条例改正にあわせて規則の改正を行う。

(2ページのとおり)

江東区立幼稚園教育職員の特殊業務手当に関する規則（規則別表第2）

従事した業務	現行	改正案
1 非常災害時における幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき。	日額 3,200円	日額 8,000円
2 特に被害が甚大な災害発生時における幼児を含む避難住民の救援業務に従事したとき。	日額 6,400円	日額 16,000円
3 幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき。	日額 3,000円	日額 7,500円
4 幼児に対する緊急の補導業務に従事したとき。	日額 3,000円	日額 7,500円

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>○江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例</p> <p>第1条～第16条 (略)</p> <p>第17条 1～2 (略)</p> <p>3 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき<u>6,400円</u>を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。</p> <p>4 (略)</p> <p>第18条～第33条 (略)</p>	<p>○江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例</p> <p>第1条～第16条 (略)</p> <p>第17条 1～2 (略)</p> <p>3 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき<u>16,000円</u>を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。</p> <p>4 (略)</p> <p>第18条～第33条 (略)</p>
	<p>附 則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十七条第三項の規定は、令和四年四月一日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。</p> <p>(教員特殊業務手当の内払)</p> <p>3 改正後の条例第十七条第三項の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。</p>